

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係）	5
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第四条関係）	8
四	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第五条関係）	9

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和五年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に千二百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百五十四億百七十二万円を加算した額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 令和五年度における借入金額の額に相当する額 <u>二十八兆六千二百二十億九千五百四十万八千円</u></p> <p>四〇七 略</p> <p>2 略</p> <p>（令和六年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）</p>	<p>附則</p> <p>（令和五年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に二千二百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百五十四億百七十二万円を加算した額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 令和五年度における借入金額の額に相当する額 <u>二十八兆三千二百二十億九千五百四十万八千円</u></p> <p>四〇七 略</p> <p>2 略</p> <p>（令和六年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）</p>

第四条の二 略

2 令和六年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三 略

3 6 略

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 略

2 略

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額

の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「控除額」という。）を控除した額とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除した額とする。」とする。

（令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第四条の二 略

2 令和六年度から令和三十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三 略

3 6 略

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 略

2 略

（令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三

令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和五年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和六年度及び令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 五千三百十一億千四百八十七万千円に当該道府県の控除前財源不足額

(第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定され

た普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和五年八月

三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の

適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

第六条の二

令和五年度から令和七年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和五年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和六年度及び令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 五千三百十一億千四百八十七万千円に当該道府県の控除前財源不足額

(

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規定の

適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の四 略

2 略

(令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)、令和五年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百五十四億七十二万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び三千百五十億円の合算額を控除した額の百分の九十に相当する額に三千億円を加算した額とし、令和五年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和五年度震災復興特別交付税額及び三千百五十億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、令和五年度震災復興特別交付税額及び百五十億円の合算額を加算した額とする。

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の三 略

2 略

(令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和五年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百五十四億七十二万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十に相当する額とし、令和五年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和五年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和五年度にあつては二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和六年度から令和十年度までの各年度にあつては二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和五年度から令和三十四年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和五年度にあつては二十八兆三千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和六年度から令和十年度までの各年度にあつては二十八兆三千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十四年度までの各年度にあつては二十四兆八千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

(削る)

3 | 令和二年度から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項 の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項

に規定するもののほか、平成三

2・3 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

3 令和五年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

4 | 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項

に規定するもののほか、平成三

十年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

十年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金並びに第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（令和五年度から令和七年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>（令和五年度から令和七年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（森林環境譲与税の特例）</p> <p>第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第四項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。</p>